

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5号に基づく開示

1. 派遣事業所データ

| | | | |
|-----------------------------|---|-----------------|-----------|
| 許可番号又は届出受理番号 | 派13-010733 | ②許可年月日又は届出受理年月日 | 2000年4月1日 |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | かぶしきかいしゃ ふるきやすと 株式会社 フルキャスト | | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合) | さかまき かずき 坂巻 一樹 | | |
| (ふりがな) 事業所の名称 | かぶしきかいしゃ ふるきやすと あかしえいぎょうか 株式会社 フルキャスト 明石営業課 | | |
| 事業所の所在地 | 〒 673-0898 TEL : 078-915-0901 兵庫県明石市樽屋町8-34 第5池内ビル6F | | |

2. 労働者派遣等実績

| | | |
|----------------------|--------------|----------|
| 派遣労働者の数(2022年4月1日時点) | 22 | 名 |
| 2022年度 派遣先事業所数(実数) | 21 | 事業所 |
| 2022年度 マージン率 | 25.3% | |
| 2022年度 労働者派遣の料金 | 1日(8時間当たり)の額 | 14,852 円 |
| 2022年度 派遣労働者の賃金 | 1日(8時間当たり)の額 | 11,088 円 |

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ① キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について
雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

| 教育訓練の種類 | 対象者 | 実施方法 | 実施主体 | 賃金支給 | 派遣労働者の費用負担の有無 |
|--------------------------|------------------|--------|------|------|---------------|
| ビジネスマナー(あいさつ・身だしなみ・報連相) | 入職時 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| ITスキル基礎・応用 | 入社1・2年目 職種転換時 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| 品質管理 | 入社1・2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| 製造現場の基礎知識 | 入社1・2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| ロジスティクス研修 | 入社1・2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| コールセンターの実務に役立つ知識 | 入社1・2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| 販売研修 | 入社1・2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |
| マネジメント研修(部下の育成、マネジメント方法) | 入社2・3年目 | Off-JT | 派遣元 | 有給 | 費用負担なし |

- ② キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先

| | | | |
|----|-------|-----|--------------|
| 所属 | 明石営業課 | TEL | 078-915-0901 |
|----|-------|-----|--------------|

派遣労働者の皆様のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練の機会を提供してまいります。
具体的には、入職時の教育訓練、ビジネスマナーの習得やコミュニケーション能力・基礎学力を高める基本教育プログラムなど、スキルアップの機会を提供してまいります。
上記、教育訓練は有給無償で実施することとし、1年を超える雇用見込みがある方については、概ね年8時間の教育訓練を実施してまいります。またキャリア・コンサルティング担当者を選任し、希望者に対する定期的なキャリア・コンサルティングも実施してまいります。

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

① 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

②の業務に従事する派遣労働者を対象に労使協定を締結しております。

② 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲

| | | |
|-----------------|----------------------|------------------|
| 印刷・製本従事者 | 電子機器部品組立工 | 電気通信機械器具組立工 |
| 木製製品製造工 | 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 | その他の製品製造・加工処理従事者 |
| 食料品・飲料・たばこ製造従事者 | かん詰・びん詰製造工等 | 野菜つけ物工 |
| 製品製造・加工処理 | 製品検査 | 印刷・製本検査工 |
| 包装従事者 | 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者 | ビル・建物清掃員 |
| 一般事務員 | データ入力係員 | 飲食物調理従事者 |
| 飲食物給仕従事者 | 商品販売の職業 | 販売店員 |
| 娯楽場等接客員 | 農林漁業従事者 | クリーニング職, 洗張職 |
| 乗用自動車運転手 | 営業用貨物自動車運転者 (大型車を除く) | フォークリフト運転作業員 |
| 他に分類されない輸送従事者 | 自家用貨物自動車運転者 | 営業用大型貨物自動車運転者 |

③ 当該協定の有効期間の終期

2024/3/31